

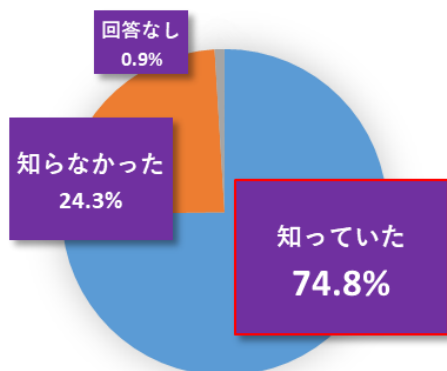
令和6年度 業務改善助成金アンケート結果

業務改善助成金を申請した事業場に制度や効果についてアンケートを実施しました。
結果は以下のとおりです。今後とも必要な対応に努めてまいります。(回答数103事業場)

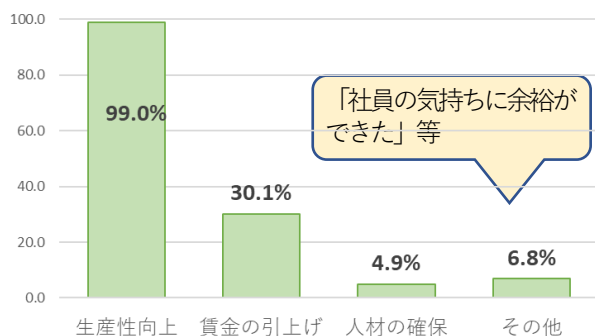
結果概要

- 業務改善助成金は…「大いに役に立った」(91.3%)、「まあまあ役に立った」(8.7%)
- 取組の効果として…「生産性の向上につながった」(99.0%)、
「最低賃金以外で働く労働者の賃金の引上げ」(30.1%)
- 今後の活用は……「今後も利用したい」(55.3%)、
「設備投資する予定があれば考えたい」(27.2%)

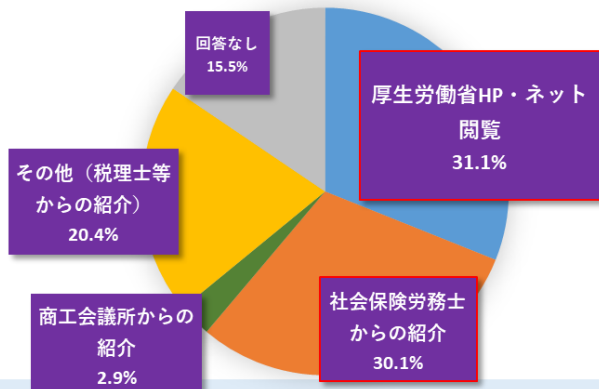
1. 業務改善助成金の認知度



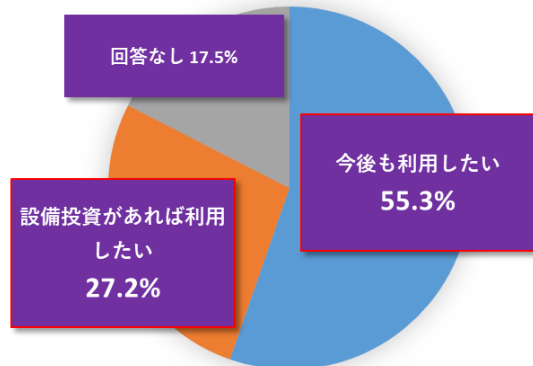
4. 取組の結果、どのような効果があったか (複数回答可能)



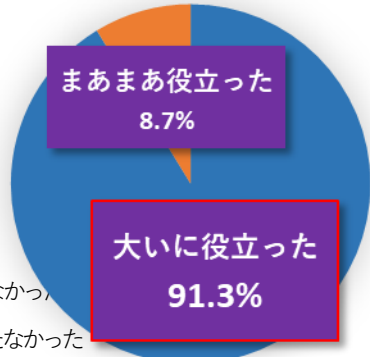
2. 業務改善助成金制度を知るきっかけ



5. 今後も業務改善助成金を利用したいか



3. 業務改善助成金が役に立ったか



<注意事項>

- ・過去に、業務改善助成金を活用した事業者も助成対象になります。
- ・予算の範囲内で交付するため、期間内に募集を終了する可能性があります。
- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象とはなりません。
- ・必ず最新の交付要綱・要領で助成要件を確認ください。(交付要綱・要領は裏面のにある「業務改善助成金」ページをご参照ください。)

【お問い合わせ先】
業務改善助成金コールセンター
0120-366-440
(受付時間 平日9:00-17:00)

【ワンストップ窓口】
広島働き方改革推進支援センター
0120-610-494
(受付時間 平日9:00-17:00)

厚生労働省
広島労働局

◆ 業務改善助成金の概要

- 事業所内で最も低い賃金(事業所内最低賃金)を**30円以上引き上げ**、生産性向上に資する設備投資等(機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練等)を行った場合に、その設備等にかかった費用の一部を助成する制度です(要件により、**最大600万円**まで)。
- 令和7年度(第2期)の申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

対象事業者の要件

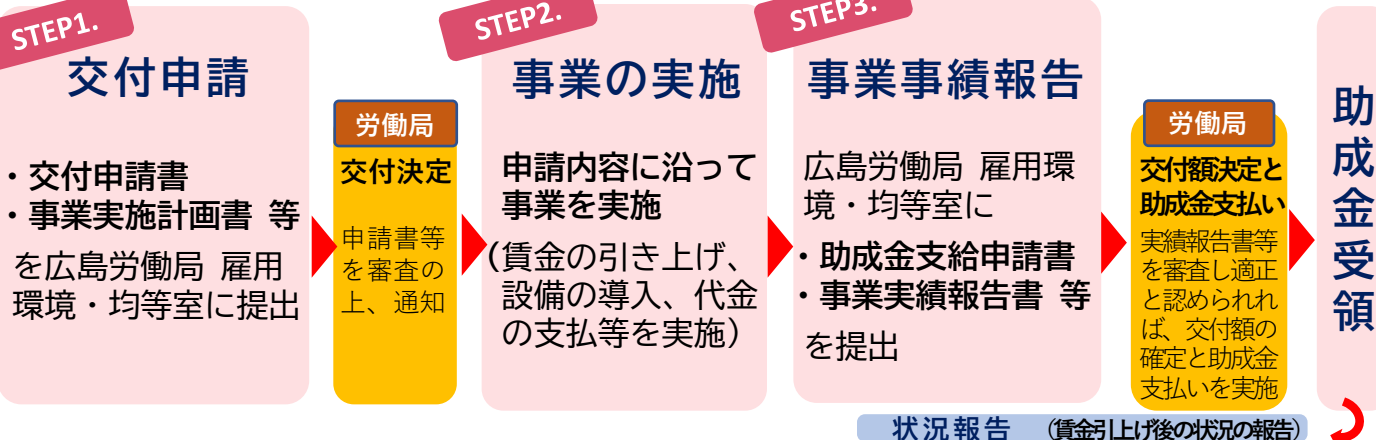
- ・**中小企業・小規模事業者**であること
(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額が**50円以内**であること
- ・解雇、賃下げなどの不交付事由がないこと 等

申請の単位

要件を満たした事業主は**事業場ごと**に申請する

◆ 業務改善助成金の申請～受領までの流れ

- **広島労働局雇用環境・均等室**(※事業場所在地を管轄する都道府県労働局)に対し、所定様式で申請を行っていただきます。



業務改善助成金 広島県内の導入事例

【卸売業・小売業】

◇ POSレジシステム

【取組内容(導入機器等)】

自動釣銭、QR決済、クレジット端末と連携のある新型POSレジ

【導入の効果】

- ①会計ミスがなくなり、お客様とのトラブルが削減。信用が保たれ、清算業務も改善され、生産性が向上した。
- ②各端末への金額入力作業がなくなり、作業時間が10%短縮。清算作業が1日あたり60分から20分に、釣銭準備作業が1日あたり20分から5分に削減した。



【製造業(食品)】

◇ ロボット

【取組内容(導入機器等)】

ごはん盛り付けロボット

【導入の効果】

- ①原材料の計量を手作業で行っていたときは、3人で合計2時間程度の時間を要していたが、機器導入後、2人で2時間程度となり作業効率が上がった。
- ②付属商品のおにぎり機を使用して、新商品を開発したことで、新たな販路拡大につながっている。



【医療業】

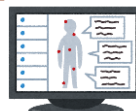
◇ 電子カルテ

【取組内容(導入機器等)】

電子カルテ

【導入の効果】

- ①受付業務がスムーズになり、患者さんの会計時等の待ち時間が短縮した。
- ②受付スタッフの残業時間が1か月あたり約5時間ほど短縮した。



【申請様式・マニュアル等について】  **業務改善助成金**

検索

上記検索、または右のQRコードから

厚生労働省HP「業務改善助成金」ページにある

・交付要綱・各種様式 > 令和7年度申請分
・申請のお役立ちツール > 「申請マニュアル」「申請書等の記入例」等を参照いただき申請ください。ご不明点は、裏面の問い合わせ先にご連絡ください。



【申請先】

広島労働局 雇用環境・均等室

〒730-8538

広島県広島市中区八丁堀6番30号

広島合同庁舎第2号5階

082-221-9247 (受付時間 平日8:30-17:15)